

第 11 章 対象事業の実施にあたり必要となる許認可等

本事業の実施に際して必要となる許認可等の種類は、以下に示すとおりである。

1. 駐車場法第 12 条の規定による届出
2. 騒音規制法第 6 条第 1 項の規定による届出
3. 騒音規制法第 14 条 1 項に規定する届出
4. 振動規制法第 14 条 1 項に規定する届出
5. 土壌汚染対策法第 4 条 1 項に規定する届出
6. 大阪府生活環境の保全等に関する条例第 76 条による報告
7. 大阪府生活環境の保全等に関する条例第 81 条の 5 第 1 項の規定による届出
8. 大阪府生活環境の保全等に関する条例第 87 条第 1 項の規定による届出
9. 大阪府生活環境の保全等に関する条例第 93 条第 1 項の規定による届出
10. 大規模小売店舗立地法第 5 条の規定による届出
11. 建築基準法第 6 条第 1 項の確認の申請
12. 大阪府自然環境保全条例第 34 条第 1 項及び第 2 項の規定による届出
13. エネルギー使用の合理化に関する法律第 75 条第 1 項の規定による届出
14. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 10 条第 1 項の規定による届出
15. 大阪府温暖化の防止等に関する条例第 15 条第 1 項の規定による届出
16. 景観法第 16 条第 1 項の規定による届出（豊中市都市景観条例第 18 条）
17. 航空法第 51 条第 1 項の規定による届出
18. 豊中市環境の保全等の推進に関する条例第 76 条の規定による届出
19. 豊中市環境の保全等の推進に関する条例第 43 条の規定による届出
20. 豊中市土地利用の調整に関する条例第 23 条の規定による協議
21. 豊中市土地利用の調整に関する条例第 32 条の規定による届出
22. 豊中市中高層建築物等の建築等に係る紛争の予防及び調整等に関する条例第 10 条第 2 項の規定による届出
23. 電気事業法第 48 条第 2 項に基づく届出

